

令和8年8月25日  
四 国 運 輸 局

瀬戸内海交通株式会社の乗合バス運賃の上限変更認可について

四国運輸局は本日、令和8年6月24日付けで瀬戸内海交通株式会社（愛媛県今治市）から申請のあった、一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）の運賃の上限変更認可申請について申請のとおり認可しました。

1. 改定内容：

- ①平均改定率：24.34%
- ②初乗り運賃：140円（実施運賃：120円）  
現行初乗り運賃：90円
- ③基準賃率：46.00円  
現行基準賃率：28.40円

※上記基準賃率を基に算出した額に108/105と110/108を乗じた額が現行の上限運賃額

2. 実施予定年月日

令和8年10月1日

【参考】

○ 主な区間運賃

| 区間             | 片道運賃   |                    |        | 1ヶ月通勤定期 <sup>※2</sup> |         |
|----------------|--------|--------------------|--------|-----------------------|---------|
|                | 現行運賃   | 上限運賃 <sup>※1</sup> | 実施運賃   | 現行運賃                  | 実施運賃    |
| 今治駅前<br>～大三島BS | 1,060円 | 1,180円             | 1,160円 | 34,560円               | 37,430円 |
| 宗方港<br>～宮浦港    | 390円   | 600円               | 480円   | 15,510円               | 18,670円 |
| 木浦<br>～伯方島BS   | 210円   | 330円               | 270円   | 8,350円                | 10,850円 |

※1 片道運賃の上限運賃は1. ②③に基づいて算出する金額。

系統により距離が異なる場合は系統ごとに算出されます。

※2 1ヶ月通勤定期は片道運賃の実施運賃に基づいて算出する金額。

○ 瀬戸内海交通株式会社の過去の上限運賃改定状況（過去4回分）

令和元年9月5日（消費税転嫁8%→10%）  
平成26年3月4日（消費税転嫁5%→8%）  
平成9年3月21日（消費税転嫁3%→5%）  
平成4年9月22日

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車交通部 旅客課 宮野、広瀬、小早川  
電話：087-802-6771